平成２３年（へ）第３号
東京都墨田区立花３丁目12番１―506号
申立人　吉田工業株式会社
代表者代表取締役　吉田　勤一
権利を争う旨の申述の終期　平成24年１月23日
平成23年９月６日　姫路簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＵＢ219774
金額　100,000円
支払期日　平成23年７月31日
支払地　兵庫県姫路市
支払場所　株式会社三井住友銀行姫路支店
振出日　平成23年３月31日
振出地　兵庫県姫路市北条１丁目92番地
振出人　株式会社ノバック　代表取締役　立花　充
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第５号
広島県安芸郡府中町山田５丁目５番２号
申立人　株式会社八幡建設
代表者代表取締役　檜山　知樹
権利を争う旨の申述の終期　平成23年12月21日
平成23年９月６日　広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＮ09382
金額　1,451,000円
支払期日　平成23年６月20日
支払地　広島県広島市
支払場所　株式会社伊予銀行広島支店
振出日　平成23年２月15日
振出地　広島県広島市
振出人　株式会社広洋建設工業　代表取締役　三村　隆浩
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２３年（家）第１０４７号
三重県四日市市茂福町21番４号
申立人　辻　千枝子
本籍三重県四日市市茂福町1982番地６、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　辻　　政己
昭和17年６月28日生
公示催告期間満了日　平成23年12月27日
津家庭裁判所四日市支部

失踪宣告

平成２２年（家）第６９７号
本籍北海道釧路市南浜町17番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　宮脇　ハル
昭和８年２月26日生
平成23年８月27日失踪宣告審判確定
釧路家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第５５６号
本籍茨城県那珂市菅谷3015番地、最後の住所茨城県那珂郡那珂町大字菅谷3015番地
不在者　川又　唯雄
大正７年２月24日生
平成23年９月６日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１２１９号
本籍神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘2143番地57、最後の住所川崎市宮前区菅生ヶ丘15番33号
不在者　安齊　　誠
昭和26年12月24日生
平成23年９月１日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

平成２２年（家）第１１５１号
本籍新潟県燕市中諏訪1881番地２、最後の住所新潟県燕市中諏訪４番18号
不在者　安原　昭二
昭和２年３月28日生
平成23年９月６日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所三条支部裁判所書記官

平成２２年（家）第１４１号
国籍韓国、最後の住所愛知県宝飯郡小坂井町大字宿字古十王24番地
不在者　髙﨑正夫こと　李　　源國
西暦1921年２月21日生
平成23年９月１日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所豊橋支部裁判所書記官

平成２２年（家）第５３７号
本籍愛知県新城市字西ノ宮17番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　山田　毅郎
明治33年１月５日生
平成23年９月６日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所豊橋支部裁判所書記官

平成２２年（家）第７４８号
本籍和歌山県海南市且来968番地３、最後の住所本籍に同じ
不在者　山本　正男
大正９年９月20日生
平成23年９月３日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第７９７号
本籍和歌山県和歌山市手平４丁目168番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　中岡　　勲
昭和８年８月22日生
平成23年９月３日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１９９号
本籍岡山県玉野市玉４丁目295番地41、最後の住所本籍に同じ
不在者　都田　ヤエ
明治22年５月24日生
平成23年９月１日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所玉野出張所裁判所書記官

除権決定

平成２３年（へ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
富山市茶屋町59―10
申立人　吉田真紀子
富山市茶屋町59―10
申立人　吉田　寛子
権利の届出の終期　平成23年８月29日
平成23年９月５日　高岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　高岡市戸出２丁目779番１
宅地　69.42平方メートル
登記年月日番号　富山地方法務局高岡支局明治37年３月18日受付第626号
登記権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治37年３月14日設定
目的　土地全部の建物所有
存続期間　明治37年３月18日から明治56年２月末日まで19年
地代　１年50円
支払期　毎年12月30日支払
地上権者　高岡市戸出777番地　砂岡清兵エ
⑵土地　高岡市戸出２丁目779番２
宅地　274.38平方メートル
登記年月日番号　富山地方法務局高岡支局明治37年３月18日受付第626号
登記権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治37年３月14日設定
目的　土地全部の建物所有
存続期間　明治37年３月18日から明治56年２月末日まで19年
地代　１年50円
支払期　毎年12月30日支払
地上権者　高岡市戸出777番地　砂岡清兵エ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１２８５５号
東京都千代田区猿楽町２丁目８番11号
債務者　株式会社中央書院
代表者代表取締役　芳賀　郁雄
１　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　義弘
４　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後３時
東京地方裁判所民事第20部